

日本 P-F スタディ研究会 会則

(名称)

- 第 1 条 本会は、「日本 P-F スタディ研究会」（英語名：The Japanese Association of the Picture-Frustration Study）と称する。

(事務局)

- 第 2 条 本会の事務局は、次の所在地に置く。
〒605-0971 京都府京都市東山区今熊野柳ノ森町 11
株式会社 三京房

(目的)

- 第 3 条 本会は、P-F スタディによる心理学的理解の実践活動と研究活動を推進し、会員相互及び関係団体と連携を図り、わが国における P-F スタディの普及と発展に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
- (1) 機関誌『P-F スタディ研究』、その他の刊行物の編集及び刊行
 - (2) P-F スタディに係る講演会、講習会、研修会、その他必要な会合の開催
 - (3) P-F スタディに係る研究活動への助成
 - (4) P-F スタディに係る資料等の収集及び保存
 - (5) 関係団体との連携活動
 - (6) その他必要な事業

(入会)

- 第 5 条 本会へ入会を希望する者は、必要書類を添えて、事務局へ申し込み、常任理事会の承認を受け、所定の入会金、年会費を納入しなければならない。

(退会)

- 第 6 条 会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(会員)

- 第 7 条 本会の会員は、正会員及び賛助会員とする。
- 2 本会員は、本事業の目的に賛同する実践者または研究者とする。
 - 3 賛助会員は、本会の事業に賛同し、常任理事会の承認を経て、所定の会費の支

払いをもって本会の事業に財政的援助をする者とする。

- 4 正会員及び賛助会員は、本人が死亡した場合、本会の名誉を著しく傷つけた場合、または倫理違反が認められた場合は、常任理事会の議を経て本会会員の資格を喪失し退会とする。

(会費)

- 第 8 条 正会員は、入会金を 2,000 円、年会費を 2,000 円とする。
- 2 賛助会員は、年額 10,000 円以上とする。

(役員)

- 第 9 条 本会に次の役員を置く。
- (1) 理事長 1 名
 - (2) 副理事長 1 名
 - (3) 常任理事 若干名
 - (4) 理事 若干名
 - (5) 監事 2 名

(役員の任期)

- 第 10 条 役員の任期は 3 か年とし、再任を妨げない。

(役員の選出)

- 第 11 条 役員の決定は、別に定める役員選出規程による。

(理事・監事)

- 第 12 条 理事及び監事は、正会員の中から互選により選出される。
- 2 理事は、理事長及び副理事長とともに理事会を構成し、本会の運営にあたる。
 - 3 監事は、本会の会計及び運営に関する監査にあたる。

(理事長・副理事長・常任理事)

- 第 13 条 理事長、副理事長及び常任理事は、理事の互選により選出される。
- 2 理事長は本会を代表し、会務を総括する。
 - 3 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、理事長の職務を代行する。
 - 4 常任理事は、理事長及び副理事長とともに常任理事会を構成し、本会の運営にあたる。

(事務局長・事務局次長)

- 第 14 条 事務局長及び事務局次長は、理事長の指名による。

- 2 事務局長は、本会の事務を総括する。
- 3 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、事務局長の職務を代行する。

(事務局幹事)

- 第 15 条 本会事務の必要に応じ、事務局に事務局幹事若干名を置くことができる。事務局幹事は、会員の中から理事長が委嘱する。

(委員会)

- 第 16 条 本会の目的を達成するために、必要がある場合は委員会を設けることができる。

(総会)

- 第 17 条 理事長は、原則として年度に 1 回総会を招集しなければならない。総会は、委任状を含め 2 分の 1 以上の出席をもって成立する。その議決は、委任状を含め出席者の過半数をもって成立する。

(会計)

- 第 18 条 本会の経費は、会費、寄付金、補助金等で賄う。
- 2 会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(補則)

- 第 19 条 本会の運営に必要な規程は、常任理事会で発議し理事会において決定する。
- 2 理事会での決定事項は、総会にて報告する。

(改廃)

- 第 20 条 本会則の改廃は、総会における委任状を含めた出席者の 3 分の 2 以上の同意を必要とする。

(設立年月日)

- 第 21 条 本会の設立年月日は、令和 7 年 2 月 8 日とする。

付則 本会則は、令和 7 年 2 月 8 日から施行する。